

## 川西市清和台地区自主防災会 会則

### (名 称)

第1条 この会は、清和台地区自主防災会（以下 本会という）と称する。

### (構 成)

第2条 本会は、清和台地区コミュニティ推進協議会（以下 コミュニティという）の会員をもって構成する。

第3条 本会の事務所は、清和台西2丁目1-83 第2自治会館に置く。

尚、防災倉庫の設置は、清和台東自主防災倉庫 第1自治会館敷地内、  
清和台西自主防災倉庫 第2自治会館敷地内、  
その他とする。

### (目 的)

第4条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害や被害(以下「地震等」という。)の防止 及び軽減を図ることを目的とする。

### (事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監査役 若干名
- (6) 事務長 1名
- (7) 書記 若干名

2. 役員は、コミュニティおよび各自治会役員より選出する。
3. 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

### (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。
3. 会計は、本会の会計業務を担当し、会の運営に参加する。
4. 理事は、会務の運営にあたる。
5. 監査役は、本会の会計を監査する。
6. 事務長・書記は、会長を補佐し、会議・その他の記録及び書類の整理・保管する。

(総 会)

第8条 総会は、役員及びコミュニティ総会構成員をもって構成する。

2. 総会は、会長の招集により、年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 会則の改正に関すること
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること
  - (3) 事業計画に関すること
  - (4) 予算及び決算に関すること
  - (5) その他、役員会が特に必要と認めたこと
4. 総会は、その付議事項を役員会に委任することができる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、事務長、書記、会計及び理事によって構成する。

2. 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと
  - (2) 総会より委任されたこと
  - (3) その他役員会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
  - (2) 防災知識の普及に関すること
  - (3) 防災訓練の実施に関すること
  - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達出火防止、初期活動、救出救護及び避難誘導等に関すること
  - (5) その他必要な事項

(経 費)

第11条 本会の運営に要する費用は、行政補助金、コミュニティ、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回 行い、会計年度をもって監査し、総会において監査報告を行う。

【付 則】

- ・平成8年5月9日 制定
- ・平成11年3月31日 清和台東自主防災会発足のため東地区・西地区に分けて会則改正する。
- ・平成15年5月11日から実施する。
- ・平成16年5月9日改正 (清和台東・西自主防災会統合しコミュニティに移す)
- ・平成16年7月18日改正 (副会長の人数変更 4名→若干名)
- ・平成22年4月25日改正
- ・平成25年4月28日改正 (監査役の人数変更 2名→若干名)